

平成 30 年度

事業計画書(案)

- ・ 居宅介護支援事業所 福祉サービスセンターほっと館
- ・ 通所介護支援事業所 福祉サービスセンターほっと館
- ・ 訪問介護事業所 福祉サービスセンターほっと館

目 次

1	はじめに	・・・ 1 ページ
2	施設理念	
3	基本方針	
4	重点項目	
5	その他	
6	各事業計画（重点的な取り組み）	
	（1）居宅介護支援事業所	・・・ 3 ページ
	（2）通所介護事業所	・・・ 5 ページ
	（3）訪問介護事業所	・・・ 7 ページ

1 はじめに

平成 30 年度は、みなしで実施してきた日常生活総合事業が施行となり、介護事業においては、介護報酬改定に伴い、これまで同様のサービス提供をしても通所介護事業所では、実質的に収入減となってしまいます。また、訪問介護事業所では、生活援助中心型のサービスの見直し等により、必要なサービスが提供できない状況も考えられ、事業経営だけでなく利用者にも厳しい年となる事が予測されます。そして、産山村では平成 30 年度より、社会福祉協議会の強化を図るために、サロン活動、輝き教室等の事業実施主体計画があり、当事業所への村からの委託事業は減となります。その為、職員の定着と目標を実現し魅力ある職場作りを行い、事業運営を安定させ、選ばれる事業所としての質を上げる事が重要であり、職員一人一人が向上心を持ち、利用者の獲得に向けて事業展開を図っていく必要があると考えます。

2 施設理念

社会福祉法人やまなみ会の理念（共に支え、共に生きる）に基づき、職員は、互いに高め合う事で必要とされる人となり、利用者が安全で安心できるその人らしい暮らしを、住み慣れた場所で行えるよう地域と共に支えていきます。

3 基本方針

地域に根差した福祉活動と地域貢献を行うと共に、利用者の安心・安全・尊厳を守り、自立した生活を営む事が出来る様支援します。また、関係機関への協力と情報の共有を行い、職員は、責任ある行動をとり職場環境を整えていきます。

4 重点項目

(1) 技能・知識の習得と向上

- ア. 職場内研修と外部研修の積極的な参加の実施と資格取得への挑戦
- イ. 目標の明確化と計画の提示

(2) 健康管理

- ア. 健康診断の実施と自己管理、感染症予防対策の徹底
- イ. メンタルヘルスケア（様子観察と面談の実施）

(3) 防災対策の確立

- ア. 年 2 回の防火訓練の実施
- イ. 地震災害、防犯訓練の実施（法人本部へ相談し計画）

(4) 関係機関連携体制の強化

- ア. 行政、地域包括支援センター、医療機関、関連施設、社会福祉協議会、民生委員等との情報共有（民生委員協議会の参加による情報収集）
- イ. 地域ケア会議の参加と困難事例検討会の実施・参加による情報提供や提案

(5) 施設運営意識の徹底

- ア. 事業計画の把握と実施

- イ. 速やかな苦情の対応
- ウ. 経費節約の意識の徹底

(6) 施設整備

- ア. 施設内外、ゴミ集荷所の清掃の実施
- イ. 水質検査（年1回）・貯水槽管理（年1回の清掃）
- ウ. 厨房職員の衛生・健康管理の徹底（健康記録と検査の実施）
- エ. 社用車等の安全点検・整備の実施

5 その他

(1) 産山村委託事業

産山村独自在宅サービスの実施（外出支援・配食サービス・総合相談・軽度支援）

(2) 産山村地域応援隊の協力体制の確立

6 各事業計画

(1) 居宅介護支援事業所

ア. 基本方針

「居宅介護支援事業所福祉サービスセンターほっと館運営規定」に基づいて事業を行っていきます。平成30年度の重点的な取組みを以下のように行っていきます。

イ. 重点的な取組み

(ア) 介護を必要としている方に、迅速・適切なサービスが提供できるようにします。

- ①産山村包括支援センター及び産山村健康福祉課からの情報収集と情報交換を行っていきます。
- ②民生委員協議会に参加し、村内の一人暮らしの方・高齢者世帯の方等の状況把握に努めます。
- ③情報等に基づき、必要に応じ、可能な限り早めの訪問を行います。
- ④地域ケア会議では、困難事例の提出や専門的意見の発言等を行うと共に、参加者の意見を聞き支援に反映していきます。
- ⑤なでしこの里、四季の杜、総合支援センターとの情報交換等を適時行っていきます。

(イ) サービス計画数（月平均）が前年程度を維持できるようにします。

- ①介護支援専門員が常勤専務2名の合計2名（常勤換算2.0人）で、サービス計画数の目標を以下のように設定します。

	計画数（名）
居宅サービス計画 *要介護1～5	70
*総合事業サービス計画 *介護予防サービス計画	30

- (ウ) 介護予防・日常生活支援総合事業の業務が円滑に行えるようにします。
- ①村からの総合事業における委託業務を行っていきます。
 - ・認知症施策推進において、認知症初期集中支援チームの一員としてのスキルアップに努めます。
 - ②生活支援サービスの基盤整理が行えるよう、村の社会福祉協議会、各種団体等と連携を密に行っていきます。
- (エ) 障害者が高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を送る事が出来る様な環境づくりと地域資源を活用し、共生社会を目指して行きます。
- (オ) 施設内研修を充実させ、個々のスキルアップに努めます。
- (カ) 施設外研修の参加（支部介護支援専門員協会研修、地域リハビリ研修、認知症ケア専門士研修、病院主催研修、FFC 主催研修等）を行い、資質向上に努めます。

施設内研修会

月	内容	月	内容
4	認知症とその対応について	10	プライバシー保護
5	感染症について（食中毒）	11	地域資源の発掘と活用について
6	非常災害時の対応について	12	感染症について（インフルエンザ）
7	リスクマネジメント	1	身体拘束
8	介護予防、社会保障制度について	2	事例検討会
9	介護倫理、法令遵守	3	課題整理総括表の活用について

(2) 通所介護事業所

ア. 基本方針

「通所介護事業所福祉サービスセンターほっと館運営規定」「産山村日常生活支援総合事業における第一号通所事業サービス運営規定」に基づいて事業を行なっていきます。平成30年度の重点的な取り組みは以下のように行なっていきます。

イ. 重点的な取り組み

(ア) 通所介護事業

①利用者の獲得を目指すため以下を行ないます。

- ・地域において介護を必要としている方に、できるだけ早くサービスを提供し、在宅生活を維持できるように居宅介護支援事業所と連携を密に行なっていきます。
- ・デイサービスの利用者を一日の定員25名が獲得できる様努めます。
- ・クラブ活動(手芸クラブ、書道クラブ、カラオケクラブ、園芸等)の充実を図り、生きがいのある生活を送れる様計画していきます。
- ・4月に利用者アンケートを行ない、利用者の声を反映させサービスの向上に努めます。
- ・追加利用の依頼時は、柔軟に対応し受け入れを行ないます。
- ・年間行事計画を立て、誕生会や季節の行事に合わせたレクリエーション等、利用者のニーズに合わせた企画・提供を行います。

②利用者の心身の維持、向上を目指すため以下を行ないます。

- ・機能訓練では、心身機能の維持増進ならびにご利用者の個人目標設定を行い、その実現に向けて援助を行います。
- ・利用者個人の有する能力・可能性を尊重し、一人一人の個別性を尊重した自立支援を目指しサービス提供を行います。
- ・利用者の健康状態を観察・把握し健康管理及び健康指導に努め、異常の早期発見・早期対応に努めます。
- ・昼食の提供は、管理栄養士が作成した献立をもとに、見た目、味、栄養バランスを考え利用者がおいしく楽しんで食事出来る様工夫します。

③その他

- ・地域、村の行事、子どもヘルパー、保育園・小学校などとの交流に積極的に参加していきます。
- ・ご家族様へほっと間での様子、活動を知っていただくために月に一度広報を発行します。また、行事等への参加のご案内を実施し、ご家族や地域の方へのご理解を深めていきます。
- ・月に一回以上の施設内研修会を実施します。また、各種外部研修会（認知症ケア研修、認知症ケア専門士研修、FFC主催研修等）に積極的に参加し、業務に関する知識・技術の向上に努めるとともに、職員会議でその成果を報告し、職員全体のレベルアップを図ります。

(イ) 産山村日常生活支援総合事業における第一号通所事業

- ①総合支援事業を通し、要支援者等の生活が継続できるようにしていきます。
- ②対象の利用者に対して契約や、利用料等の十分な説明を行なっていきます。
- ③産山村の総合事業の把握を行ない、関係機関と連携しながら介護予防に努めます。

年間行事計画

月	内容
4	外出（花見）、誕生会、壁画作成
5	菖蒲湯、誕生会、陶芸、外出
6	誕生会、外出
7	防災訓練（火災）、誕生会、七夕（保育園児との交流）
8	そうめん流し、誕生会、壁画作成
9	誕生会、敬老会（保育園児との交流）、外出（彼岸花）
10	外出、誕生会
11	外出（紅葉見学）、誕生会、防災訓練（火災）
12	誕生会、クリスマス会（保育園児との交流）、壁画作成
1	初詣、誕生会
2	節分、誕生会、外出
3	外出、誕生会

※ 外出はアンケートを元に実施します。

施設内研修会

月	内容
4	認知症とその対応について
5	感染症について（食中毒）
6	非常災害時の対応について
7	リスクマネジメント
8	介護予防、社会保障制度について
9	介護倫理、法令遵守
10	プライバシー保護
11	福祉用具の基本的な活用について
12	感染症について（インフルエンザ）
1	身体拘束
2	事例検討会
3	記録の書き方とケアプランの見方、作成について

(3) 訪問介護事業所

ア. 基本方針

「訪問介護事業所福祉センターほっと館運営規定」「産山村日常生活支援事業における訪問型サービス運営規定」「阿蘇市日常生活支援事業における訪問型サービス運営規定」「障害福祉サービスにおける訪問介護サービス運営規定」に基づき事業を行ってまいります。
平成30年度の重点的な取り組みは、下記のように行っています。

イ. 今年度重点な取り組み

(ア) 日常生活支援事業訪問型サービスの制度の理解・サービスの提供

- ①訪問介護員が制度内容を理解した上で情報共有する事で、ご利用者様に可能な限り有する能力に応じた日常生活が送れるように支援します。
- ②包括支援センター・居宅介護支援事業所者・他の事業所との連携と新規のサービス利用者への拡充
 - ・包括支援センターや関係機関との連携から在宅生活を継続して営めるように地域ニーズの把握や情報共有を行います。
 - ・介護保険サービス・障害福祉サービス事業の拡充を引き続き行い地域福祉サービスの担い手として意識を持ち貢献に努めます。

(ウ) 訪問介護計画に沿ったサービス提供、サービスの向上、業務の効率化

- ①個別援助計画書を作成し、必要なサービスを提供してまいります。提供にあたっては、サービス提供責任者が、ご利用者様に関する情報やサービスに関する留意事項を各担当の訪問介護員に文書等で周知し、統一した支援を行います。
- ②以下の事項の生活状況を把握し、サービス提供を実施します。
 - ・ADL や意欲の状況
 - ・主な訴え、サービス利用時の要望
 - ・家族を含む環境
 - ・前回のサービス利用時の状況
- ③サービス提供責任者が定期的にモニタリングを行い、サービスの適正な提供や支援内容等手順等確認を実施してまいります。
- ④ヘルパー行動予定表を1か月毎に作成し、スケジュールの管理を行います。
- ⑤担当の居宅介護支援事業所に月1回月末請求実績報告時、サービス実施記録報告書を提出します。

(エ) 専門性の向上 勉強会・研修の実施

- ①全訪問介護員についての個別具体的な研修の目標、内容、研修期間を定めた研修計画を作成し、実施します。
- ②全訪問介護員に関する研修会へ、専門性を高め 即戦力に対応できるよう意識を持ちます。

施設内研修会計画

月	内容
4	認知症とその対応について
5	感染症について（食中毒）
6	非常災害時の対応について
7	リスクマネジメント
8	介護予防、社会保障制度について
9	介護倫理、法令遵守
10	プライバシー保護
11	衣類の素材による洗濯の方法について
12	感染症について（インフルエンザ）
1	身体拘束
2	事例検討会
3	食事の栄養と健康について